



都民税取扱委託金」984万6千円は、額の確定により、増額するものです。

「19款 繰入金、1項 繰入金、1目 基金繰入金」は、財政調整基金繰入金を、2,708万円増額するものです。

歳出です。「3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童措置費、説明欄13 保育所等物価高騰緊急対策事業」1,030万6千円は、物価高騰の影響を受ける保育所等に対して補助するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、説明欄1 予防接種費」600万円は、令和6年10月から、開始される新型コロナワクチン定期接種の自己負担分に対し、都補助の1,000円分を上乗せして、計上するものです。

「6款 農業費、1項 農業費、3目 農業振興費、説明欄2 農業振興関係費」100万円は、市独自事業として、肥料価格の高騰の影響を受ける農業者を支援するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、4目 災害対策費、説明欄2 災害対策関係費」1億881万1千円は、65歳以上の高齢者や未就学児等を対象に、防災関連のカタログギフトを配布し、更なる防災意識の向上を図るものです。

「10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育指導費、説明欄21 情報教育推進費」4,588万5千円の減額は、当初予算で予定していたGIGAタブ購入について、共同調達での入札結果によるものです。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 GIGAタブの減額補正と契約の議決はどちらが先になりますか。

部 長 本来であれば契約が先になりますが、議案説明会で説明を行います。

市 長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「令和6年狛江市議会第3回定例会提出予定議案（追加）について」の説明をお願いします。

部 長 提出予定議案1「令和6年度狛江市一般会計補正予算（第3号）」は審議事項1で審議いただいた内容です。2「狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴う所要の改正です。3「市民センター改修工事（機械設備工事）請負契約について」は、1億5,000万円以上の契約となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく契約です。4「児童用タブレット等の購入契約について」は、2,000万円以上の購入になるため、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく契約です。これら4件については、9月25日午後1時からの会派代表者会議において説明し、26日

の決算特別委員会終了後、議案説明会を行い、27日に追加議案として発送を予定しています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市雨水管理総合計画について」の説明をお願いします。

部長 9月3日に審議いただき、その後、各部局の意見を踏まえ、2箇所修正しました。1箇所目は、公助・自助・共助によるソフト対策の表で、「自助・共助」の欄の「高齢者等災害時要援護者の支援」の表記を「避難行動要支援者の支援」に修正しました。こちらは、災害対策基本法及び狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づく文言の修正です。次に、雨水管理総合計画の位置付けについて、上位計画との関連性を補足するため、計画書2ページ「1.3雨水管理の位置付け」で、市の下水道計画の最上位計画である「狛江市下水道総合計画」を追記しました。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「電子保証の導入について」を報告してください。

部長 工事請負契約及び工事委託契約において、前払金と契約保証という制度があります。前払金は、受注者において材料費等に充てるため、履行前に市から一定の金額を支払う制度です。契約保証は、受注者が契約を履行できなくなった場合等を想定し、受注者から市に一定の金額を履行前に預けておく制度です。前払金を支払う前に受注者から狛江市に保証証書を寄託させるとともに、契約保証については現金払いでない場合は受注者から市に保証証券を寄託させています。2種類の書類について、日本電子認証(株)が提供するサービスにより電子化することで、受注者側の郵送等の負担軽減や、市としても原本や写しを紙で保管する量を削減します。電子保証の導入にかかる費用は無料です。契約係から主管課に渡している保証証書については、保存されているクラウド上から写しをコピーして渡すため、伝票には写しを利用してください。会計課とは事前に調整済みであり、事業者には広報こまえと市ホームページにて周知するとともに、落札され受注者となる事業者それぞれに契約係から利用に際して詳細な説明を行います。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 いつから開始するのですか。

部長 10月1日からです。

市長 続いて、報告事項2「専決処分の報告について」を報告してください。

部長 6月23日に発生した利用者の重複について、専決処分を行いました。狛江第二中学校体育館を予約していた団体が、予約日当日に当該施設を利用できなかったことから損害を与えたものです。原因を調査・確認した結果、狛江第二中学校の確認不足により、学校開放利用団体の予約が入っていたにも

関わらず、バレーボール部の第9ブロック夏季選手権大会を実施していたことが判明しました。予約団体は、事業実施を断念し、予定していた指導者に対し、当日のキャンセル料として、指導者派遣費用等を支払ったことから、当該費用全額となる69,990円を賠償するものです。団体との示談は成立し、支払いは9月20日を予定しています。地方自治法第180条第2項の規定に基づく議会への報告に先立ち、庁議での報告を行うものです。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 議会への報告はいつ行いますか。

部長 9月17日付で行います。

市長 その他ありますか。

部長 令和6年度自衛消防訓練審査会の結果についてです。9月11日に、自衛消防訓練審査会が開催されました。市からは、2人操法及び3人操法の2チームが参加し、2人操法で最優秀賞、3人操法で敢闘賞を受賞しました。参加職員は、真夏の暑い中5回の練習を行いました。参加隊員の所属各課においては、業務多忙の中、職員の参加に協力いただきありがとうございました。

市長 他にありますか。

部長 多摩川におけるドローン等を用いた地形測量についてです。国土交通省京浜河川事務所より、ドローン等を用いた地形測量を実施する旨の連絡がありました。本件は、先日、国の支援制度に登録された、「狛江市かわまちづくり」計画の国整備に係る測量作業と伺っています。作業期間は9月24日から10月11日まで、作業時間は原則土日祝日を除く午前8時から午後5時までです。作業期間のうち、ドローンを用いた測量は1～3日程度を予定しており、家屋上空のドローン飛行や民地に立ち入っての測量作業はありません。地形測量の範囲は、図の赤枠の範囲となっており、元和泉地先から猪方地先までの区間と、駒井町地先の一部区間を対象としています。本測量については、測量作業の範囲に近接している住居にポスティングを実施するほか、市に対して町会の電子回覧板による周知依頼がありました。

市長 他にありますか。

部長 野川河床整備工事についてです。東京都が野川流域河川整備計画に基づいて進めている野川河床整備工事について、東京都北多摩南部建設事務所より今後の工事予定に関する連絡がありました。本工事は、狛江市域では谷戸橋下流から野川橋までの約2kmを7工区に分けて行うこととされています。令和5年度5工区目を実施していましたが、土砂の搬出先を探す調整が長引き、作業区間を短縮して工事を完了したため、令和6年度は5工区目の途中から工事を開始されます。工事区間は、小金橋上流から箕和田橋上流まで、工事延長は約250m、期間は令和6年10月下旬から令和7年7月までの予定

です。本工事に伴い、10月16日に沿川住民を対象とした工事説明会が開催され、北多摩南部建設事務所から近隣の小足立町会に対して説明会の周知が行われます。本庁議後に、議会へ情報提供します。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月24日午前9時00分から開催します。